

使用料・手数料の見直し（案）について



令和8年3月17日
健康保健部

●概要

・本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）では、使用料・手数料について、受益者負担の原則に基づき、受益者に対し、その受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するという観点から、4年を目途に必要な見直しを行うことを基本としている。

・前回の見直しは令和2年4月に行っているため、令和6年度が取組指針に基づく次の見直し時期であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金設定のための適切なコスト算定ができなかったことから実施を見送っていたところである。

・今回、令和8年10月からの新料金適用に向けて、使用料・手数料の見直し案を作成したところである。

●料金の算定方法（手数料のみ抜粋）

手数料の算定

- ・過去3年（R4～R6）の実績を基に、1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定する。
- ・受益者のコスト負担割合は、全て100%となる。

※算定が1.5倍を超えても、改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限としている。

●見直しに係るスケジュール

令和7年11月21日 ～令和7年12月29日	パブリックコメント ※意見提出数：90者（87個人、3団体）から92件
～令和8年2月中旬	修正案の取りまとめ
～令和8年3月下旬	附属機関での調査審議など
～令和8年4月下旬	最終案の取りまとめ
令和8年6月	議会への関連議案の提案
令和8年10月	新料金適用

※パブリックコメントにおいて、別紙「手数料料金改定案（健康保健部関係分）」に係る意見等の提出はありません。